

性教育認定講師制度

1. 目的

日本思春期学会員が、学校現場と連携した性教育の実践が円滑に進むという目的に特化した制度です。学校現場、児童生徒のニーズに沿った性教育が展開できるような意識と知識を持つことを目指しています。

講習会では以下の視点を重視します。

- ①学校現場の状況、協働について最低限の理解に必要な内容。
- ②公衆衛生、健康教育の最新事情を理解する。
- ③生徒児童の前に立つために。
- ④外部講師を呼ぶために。

2. 制度の概要

①講習内容(基本の4コマ)

- ①学校と連携するために
- ②思春期・臨床の最新トピックス
- ③公衆衛生・ライフプラン
- ④セクシュアリティ

②講習会受講と認定期間

内容 \ 年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
学校との連携		●	○	○		○	○	○		○	●
臨床・思春期のトピックス	●	○	○		○	○	○		○	○	●
公衆衛生・ライフプラン	●		○	○	○		○	○	○		●
セクシュアリティ	●	○		○	○	○		◎	○	●	
認定期間	← 学会開催後の申請で認定 初回受講後の10年間 → 更新後の認定期間は更新用に受講した最初の年から10年間 (上記例(●)は2026年からだが、更新用の最初の受講が2024年(◎)だと2024年から) ← 資格を途切れさせないためには認定最終年までに次の4コマを受講し申請する必要がある										

4分野すべてを受講後、申請により認定する。

認定期間は、認定を申請する4分野の、最初の講習会受講年から10年間。

(例：2017年取得者：2017年11月1日～2027年10月31日)

③受講資格

日本思春期学会員

当年度学術集会参加者(参加費納入済みの者)(ただし、受講時に学会会員でなければ認定申請は不可)

④受講料

一コマ 1,000 円

⑤認定申請費用

認定申請に際して、6,000 円の申請料を徴収。

⑥性教育認定講師の要件を満たした会員の認定申請方法

申請受付期間は 9 月末日。申請料の振込みが確認できた申請者には、11 月末までに随時認定書を送付。

⑦認定期間の継続

認定期間の連続性を確保するためには、認定期間内に次の 10 年の認定資格を取得していること。

⑧認定者のメリット

1. HP での紹介

認定者は HP で紹介し、ニーズ調査等を機会に全国の学校への広報を実施。

2. 認定期間内の継続的支援

ML 等を活用した、継続的な情報提供、ネットワークづくり、交流の場づくり。

⑨認定の停止

1. 認定期間の超過

2. 学会員資格の喪失(学会費滞納を含む)